



草津市公報

発行日 令和 8 年 4 月 1 日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 6 号

発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）…………… 3

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則（幼児課）…………… 3

草津市証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）…………… 4

草津市公金取扱金融機関事務取扱規則の一部を改正する規則（会計課）…………… 6

草津市乳児等支援給付認定に関する規則（幼児課）…………… 7

◎ 告 示

公示送達について（介護保険課）…………… 9

生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………10

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………10

生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………11

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………11

草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（農林水産課）……………12

生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………13

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………13

生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………14

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………14

生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………14

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………14

生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………14

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………15

生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………15

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………15

生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………15

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………16

生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）……………16

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	16
生活保護法第50条の2の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	16
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	17
生活保護法第55条の規定に基づく医療扶助のための施術担当機関の指定について（生活支援課）	17
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療扶助のための施術担当機関の指定について（生活支援課）	17
生活保護法第50条の2の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	18
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	18
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	18
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	18
生活保護法第50条の2の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	19
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	19
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	19
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	19
都市再生推進法人の変更について（都市地域戦略課）	19
草津市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱（こども若者政策課）	20
草津市ぼうさい応援隊設置要綱を廃止する要綱（危機管理課）	21
草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	22
公示送達について（税務課）	28
指定福祉避難所の指定について（危機管理課）	28

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	30
地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について（農林水産課）	30
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	31
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	31

◎ 教育委員会規則

草津市立草津アマカホール条例施行規則および草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部を改正する規則（生涯学習課）	32
草津市立社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（スポーツ推進課）	37

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会臨時会の招集について（教育総務課）	39
草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	39

◎ 選挙管理委員会告示

草津市公職選挙執行規程の一部を改正する規程39
50分の1、6分の1および3分の1の数について48

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の営業所の移転について（上下水道総務課）48

規 則

草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第 13 号

草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年草津市規則第 18 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 16 条 《現行どおり》 （特別休暇）	第 1 条～第 16 条 《省略》 （特別休暇）
第 17 条 《現行どおり》	第 17 条 《省略》
2 <u>前項第 16 号</u> から第 18 号までの休暇については、無給の休暇とする。	2 <u>前項第 3 号および第 16 号</u> から第 18 号までの休暇については、無給の休暇とする。
3～5 《現行どおり》	3～5 《省略》
第 18 条～第 28 条 《現行どおり》	第 18 条～第 28 条 《省略》
別表第 1～別表第 5 《現行どおり》	別表第 1～別表第 5 《省略》
別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》	別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 9 日掲示済み）

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 10 日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第 14 号

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関

する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則(平成27年草津市規則第46号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 <現行どおり> (給食費の徴収)</p> <p>第4条 <現行どおり> 2 <現行どおり></p> <p>(1) 給食費徴収1号認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等が3人以上いる場合の第3子以降の子どもであって、当該教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円以上97,000円未満である者(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。次号において「府令」という。)第13条第4項第3号ロ(1)に掲げる者を除く。)</p> <p>(2) 給食費徴収2号認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等が3人以上いる場合の第3子以降の子どもであって、当該教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円以上97,000円未満(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、市町村民税所得割合算額が77,101円以上97,000円未満)である者(府令第13条第4項第3号ロ(2)に掲げる者を除く。)</p> <p>第5条～第6条 <現行どおり></p>	<p>第1条～第3条 <省略> (給食費の徴収)</p> <p>第4条 <省略> 2 <省略></p> <p>(1) 給食費徴収1号認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等が3人以上いる場合の第3子以降の子どもであって、当該教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円以上97,000円未満である者(草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年草津市条例第30号。次号において「条例」という。)第13条第4項第3号イ(7)に掲げる者を除く。)</p> <p>(2) 給食費徴収2号認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等が3人以上いる場合の第3子以降の子どもであって、当該教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円以上97,000円未満(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、市町村民税所得割合算額が77,101円以上97,000円未満)である者(条例第13条第4項第3号イ(4)に掲げる者を除く。)</p> <p>第5条～第6条 <省略></p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和8年3月10日揭示済み)

草津市証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第15号

草津市証紙条例施行規則の一部を改正する規則

草津市証紙条例施行規則（昭和52年草津市規則第12号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条 <現行どおり> （証紙の種類および形式）</p> <p>第2条 条例第3条に規定する証紙の種類は、額面額10円、50円、100円、110円、<u>150円</u>、200円、300円、<u>340円</u>、350円、400円、450円、500円、600円、650円、700円、750円、800円、900円、1,000円、1,050円、1,100円、1,200円、1,300円、1,400円、1,500円、1,600円、1,800円、2,000円、2,100円、2,250円、2,500円、2,900円および3,000円の<u>33種類</u>とする。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>第3条～第4条 <現行どおり></p> <p>別記様式（第2条第2項関係） （別添1-1のとおり）</p>	<p>第1条 <省略> （証紙の種類および形式）</p> <p>第2条 条例第3条に規定する証紙の種類は、額面額10円、50円、100円、110円、200円、300円、350円、400円、450円、500円、600円、650円、700円、750円、800円、900円、1,000円、1,050円、1,100円、1,200円、1,300円、1,400円、1,500円、1,600円、1,800円、2,000円、2,100円、2,250円、2,500円、2,900円および3,000円の<u>31種類</u>とする。</p> <p>2 <省略></p> <p>第3条～第4条 <省略></p> <p>別記様式（第2条第2項関係） （別添1-2のとおり）</p>

付 則

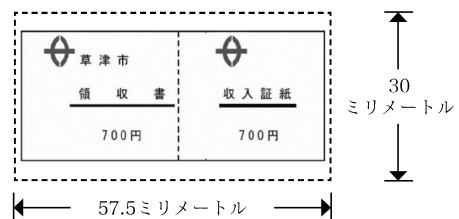
この規則は、令和8年3月12日から施行する。

別添1-1
別記
様式（第2条第2項関係）



金額は、相当額を表示する。
発券日付・発券番号は、余白に表示する。

別添1-2
別記
様式（第2条第2項関係）



金額は、相当額を表示する。
発券日付・発券番号は、余白に表示する。

(令和 8 年 3 月 1 2 日 掲 示 済 み)

草津市公金取扱金融機関事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 1 6 号

草津市公金取扱金融機関事務取扱規則の一部を改正する規則

草津市公金取扱金融機関事務取扱規則（平成 6 年草津市規則第 1 5 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 2 条 <現行どおり> (表示)</p> <p>第 3 条 指定金融機関は、「草津市指定金融機関」と記した看板をその総括店、出納取扱店および市内に所在する収納取扱店の店頭<u>または店内</u>に掲げなければならない。</p> <p>2 指定代理金融機関は、「草津市指定代理金融機関」と記した看板をその総括店、出納取扱店および市内に所在する収納取扱店の店頭<u>または店内</u>に掲げなければならない。</p> <p>3 収納代理金融機関は、「草津市収納代理金融機関」と記した看板をその総括店、出納取扱店および市内に所在する収納取扱店の店頭<u>または店内</u>に掲げなければならない。</p> <p>第 4 条～第 2 7 条 <現行どおり> (帳簿書類等の保存)</p> <p>第 2 8 条 指定金融機関等は、他に定めるものを除くほか、収納および支払いに関する帳簿書類等(電磁的記録を含む。)を年度別に区分し、年度経過後少なくとも帳簿にあっては 1 0 年間、その他の書類にあっては 5 年間これを保存しなければならない。</p> <p>2～3 <現行どおり></p> <p>第 2 9 条～第 3 3 条 <現行どおり></p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 <現行どおり></p>	<p>第 1 条～第 2 条 <省略> (表示)</p> <p>第 3 条 指定金融機関は、「草津市指定金融機関」と記した看板をその総括店、出納取扱店および市内に所在する収納取扱店の店頭に掲げなければならない。</p> <p>2 指定代理金融機関は、「草津市指定代理金融機関」と記した看板をその総括店、出納取扱店および市内に所在する収納取扱店の店頭に掲げなければならない。</p> <p>3 収納代理金融機関は、「草津市収納代理金融機関」と記した看板をその総括店、出納取扱店および市内に所在する収納取扱店の店頭に掲げなければならない。</p> <p>第 4 条～第 2 7 条 <省略> (帳簿書類等の保存)</p> <p>第 2 8 条 指定金融機関等は、他に定めるものを除くほか、収納および支払いに関する帳簿書類等を年度別に区分し、年度経過後少なくとも帳簿にあっては 1 0 年間、その他の書類にあっては 5 年間これを保存しなければならない。</p> <p>2～3 <省略></p> <p>第 2 9 条～第 3 3 条 <省略></p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 <省略></p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 8 条の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 1 3 日 掲 示 済 み)

草津市乳児等支援給付認定に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

草津市長
橋 川
涉

草津市規則第 1 7 号

草津市乳児等支援給付認定に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 3 0 条の 1 5 第 2 項の乳児等支援給付認定に関し、法および子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(乳児等支援給付認定等の様式)

第 2 条 施行規則第 2 8 条の 2 2 第 1 項の申請書は、乳児等支援給付認定申請書（別記様式第 1 号）によるものとする。

2 法第 3 0 条の 1 5 第 3 項の支給認定証は、乳児等支援支給認定証（別記様式第 2 号）によるものとする。

(乳児等支援給付認定の取消しの様式)

第 3 条 施行規則第 2 8 条の 2 5 第 1 項の規定による通知は、乳児等支援給付認定取消通知書（別記様式第 3 号）によるものとする。

(乳児等支援給付認定の変更の様式)

第 4 条 施行規則第 2 8 条の 2 6 第 1 項の届書は、乳児等支援給付認定変更届出書（別記様式第 4 号）によるものとする。

(乳児等支援支給認定証の再交付)

第 5 条 市長は、施行規則第 2 8 条の 2 7 第 1 項に基づき乳児等支援支給認定証を再交付するときは、再交付する乳児等支援支給認定証に交付年月日および再交付の文字を記載するものとする。

2 施行規則第 2 8 条の 2 7 第 2 項の申請書は、乳

児等支援支給認定証再交付申請書（別記様式第 5 号）によるものとする。

(法第 7 条第 1 0 項第 4 号ハの政令で定める施設の利用状況の報告)

第 6 条 施行規則第 2 8 条の 2 9 第 1 項に規定する書類は、企業主導型保育事業利用報告書(別記様式第 6 号)によるものとする。

2 施行規則第 2 8 条の 2 9 第 2 項に規定する書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書(別記様式第 7 号)によるものとする。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、乳児等支援給付認定に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定に基づく認定申請等の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

別記

様式第 1 号 (第 2 条第 1 項関係)

乳児等支援給付認定申請書

草津市長宛

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請します。

個人情報提供等の同意	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民衆および世帯情報、申請者等の情報（要配慮個人情報含む）等を利用することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者および申請子どもに係る情報（要配慮個人情報を含む）や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き（乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等）を行うことに同意します。

申請者 (保護者) ※子どもと同居している方が申請者になります	フリガナ		生年 月日		子どもとの続柄	
	氏名					
同居している方が申請者になります	現住所	〒				
	本年 1 月 1 日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒			
	前年 1 月 1 日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒			
	電話番号		メールアドレス			
負担軽減の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
転入前の市町村での利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
既に認定を受けている子どもの有無 ※認定期間内の子どもに限る	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	フリガナ		生年 月日		子どもとの続柄	
	氏名					
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒			
	電話番号		メールアドレス			

乳 児 等 支 援 給 付 (こ の 通 則 第 2 項 第 2 号) の 認 定 受 け と し て の 子 ども	確認を希望する子どもの数			
	フリガナ 氏名		生年月日	
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒	申請者(保護者)との続柄
	障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金
	その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	(診断名等および必要となる配慮等：) <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>) : () <input type="checkbox"/> 添付あり / <input type="checkbox"/> 添付無し <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載：)
	フリガナ 氏名		生年月日	
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒	申請者(保護者)との続柄
	障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金
	その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	(診断名等および必要となる配慮等：) <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>) : () <input type="checkbox"/> 添付あり / <input type="checkbox"/> 添付無し <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載：)
	フリガナ 氏名		生年月日	
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒	申請者(保護者)との続柄
	障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金
その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	(診断名等および必要となる配慮等：) <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>) : () <input type="checkbox"/> 添付あり / <input type="checkbox"/> 添付無し <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載：)	

様式第 2 号 (第 2 条第 2 項関係)

年 月 日

乳児等支援支給認定証

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

認定番号	
子ども氏名	
子ども生年月日	年 月 日
現住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算等	
要支援家庭児加算	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

年 月 日

様

乳児等支援給付認定取消通知書

草津市長

次のとおり、子ども・子育て支援法第30条の1第81項の規定に基づき、給付認定を取り消しましたので通知します。
乳児等支援支給認定証を下記返還先に 年 月 日までに返還してください。なお、既に乳児等支援支給認定証を提出されている場合は、返還不要です。

記

給付認定終了(取消)となる子どもの氏名および生年月日	
終了(取消)となる給付認定区分	
給付認定終了(取消)年月日	
給付認定終了(取消)の理由	

返還先：

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

年 月 日

草津市長宛

届出者氏名

乳児等支援給付認定変更届出書

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届け出ます。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID (メールアドレス)	
保護者名	生年月日	年 月 日	生
	現住所		
	電話番号		

乳児等支援給付認定子ども			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> その他
------	--

変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前の氏名 () <input type="checkbox"/> 変更前の住所 () <input type="checkbox"/> 変更前の電話番号 () <input type="checkbox"/> その他変更事項 ()
------	---

変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻等 <input type="checkbox"/> 引越 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	---

様式第5号(第6条第2項関係)

乳児等支援給付認定申請書

草津市長宛

次のとおり、乳児等支援支給認定証の再交付を申請します。

Table with columns for applicant (フリガナ, 氏名), child (フリガナ, 氏名), birth date, residence, phone number, and email address.

Table for application reasons (申請の理由) and certificate status (乳児等支援支給認定証の添付の有無).

Table for children to be re-delivered (再交付を受けようとする子ども), including name, birth date, residence, and guardian information.

様式第6号(第6条第1項関係)

企業主導型保育事業利用報告書

(宛先) 草津市長

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用を開始したので、居住地である草津市に報告します。

Table with columns for guardian (保護者) and child (子ども) information, including name, birth date, residence, and contact info.

利用を開始する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)

Table for facility information (施設名, 所在地, TEL, 利用開始日).

様式第7号(第7条第2項関係)

企業主導型保育事業利用終了報告書

(宛先) 草津市長

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用を終了するので、居住地である草津市に報告します。

Table with columns for guardian (保護者) and child (子ども) information, including name, birth date, residence, and contact info.

利用を終了する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)

Table for facility information (フリガナ, 施設名, 所在地, TEL, 利用終了日).

(令和8年3月13日掲示済み)

告示

草津市告示第40号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年3月2日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- 令和7年度 第6期介護保険料督促状
令和7年度 第8期介護保険料督促状
令和8年度 特別徴収開始のお知らせ
令和7年度 介護保険料額決定(変更)通知書
兼 特別徴収開始(停止)通知

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和8年3月9日に送達があったものとみなす。

令和 7 年度第 6 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	茶谷 博美	滋賀県甲賀市水口町東名坂 1 8 0 番地 - 3 0 3 号

令和 7 年度第 8 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目 3 番 3 - 3 0 6 号 レドンダカサ玉川
2	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目 1 8 番 1 号
3	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西渋川一丁目 1 7 番 4 0 - 1 0 2 号 コーボコスモ
4	DALIDA PURISIMA PRODIGO	草津市西渋川一丁目 1 7 番 4 0 - 1 0 2 号 コーボコスモ
5	藤田 信次	草津市木川町 8 3 6 番地 1 0 6 アルポーレ・ヴィラ
6	田村 文代	草津市片岡町 5 4 4 番地 3
7	本田 陽一	草津市青地町 2 1 3 番地 1 - 5 1 4 ディアコート青地 II
8	万木 昇	草津市木川町 3 5 6 番地 1 5

令和 8 年度特別徴収開始のお知らせ公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	田村 文代	草津市片岡町 5 4 4 番地 3

令和 7 年度介護保険料決定(変更)通知書兼特別徴収開始(停止)通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	甲斐 邦弘	草津市野村六丁目 3 番 3 号 甲賀荘 8 号

(令和 8 年 3 月 2 日揭示済み)

草津市告示第 4 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
ひの医院	草津市野村八丁目 9 番 1 号	令和 8 年 1 月 1 日

(令和 8 年 3 月 3 日揭示済み)

草津市告示第 4 2 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
ひの医院	草津市野村八丁目 9 番 1 号	令和 8 年 1 月 1 日

(令和8年3月3日掲示済み)

草津市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月3日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
須津整形外科	草津市野村八丁目9番1号	令和7年12月31日

(令和8年3月3日掲示済み)

草津市告示第44号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月3日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
須津整形外科	草津市野村八丁目9番1号	令和7年12月31日

(令和8年3月3日掲示済み)